大型トラック車輪脱輪事故防止資材導入助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会

制定　令和５年３月２４日

 （目 的）

第１条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、依然として多く発生している事業用大型トラックの車輪脱落事故ゼロを目指すため、事故防止対策について積極的に取組むために導入した装置等に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第２条 助成の対象となる車輪脱落事故防止対策装置等（以下「装置」という。）は、次に掲げる装置で、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

１ 車輪脱落事故防止機器

２ 点検ハンマー

３　大型用（「600N・m」以上の締め付け能力を有する）トルクレンチ（自立型トルクレンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）

（助成対象）

第３条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が新品装置を現金もしくは割賦販売での購入（以下「購入」という。）費用（除く消費税）に対し助成を行う。

なお、前条第３号については、車両総重量８ｔ以上の事業用トラック（使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車）を管理する会員事業所が導入した場合に限り助成対象とする。

（助成金の交付額）

第４条 装置ごとの助成金の交付額は、次のとおりとする。

 １ 車輪脱落事故防止機器・点検ハンマーの交付額は、対象装置ごとに取得価格の１／２とする。

　　　　ただし、取得価格の１／２に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下は切捨てる。

２　大型用トルクレンチの交付額は、取得価格の１／２で限度額は３０,０００円とする。

ただし、１事業所に１台を上限に、全ト協助成金、取得価格の１／２（上限３万円）を加算する。

 この場合、全ト協・鳥ト協からの補助総額が取得価格を上回らないよう調整をする。

 また、国から補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。

（交付申請）

第５条 会員事業者は、様式１の「大型トラック車輪脱落事故防止資材導入助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

 ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

 ２ 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

（交付決定）

第６条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式２

 「大型トラック車輪脱落事故防止資材導入助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

 ２ 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告・助成金請求）

第７条 会員事業者は、装置の導入が完了したときは、様式３の「大型トラック車輪脱落事故防止資材導入事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

 ２ 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

（助成金の交付）

第８条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、必要に応じて全ト協へ助成金交付請求を行い、全ト協より助成金が交付された後、会員事業者へ助成金を交付する。

（助成金の返還）

第９条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

（１）この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

（２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

２ 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（装置の処分制限）

第10条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して１年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

 ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（その他必要な事項）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

　　　　また、全ト協の助成金については、全ト協が定めた安全装置等導入促進助成金交付要綱および要領も適用する。

附則

 本要綱は令和５年４月１日より施行する。

 令和６年９月２５日　　　　一部改正（令和６年９月２５日施行）

　　第２条、第４条